

国民保護計画による戦争体制と軍事による 自治権破壊を許さず、無防備運動の拡大を！

全国の自治体における国民保護 計画策定の現状

市町村では、07年7月1日現在、1287自治体中、1754自治体が計画を策定し、73が未作成であった。そのうち8自治体は「計画内容の検討に未着手」とされている。ここに国立市、立川市（東京都）、加茂市（新潟県）や沖縄県下の市町村が含まれる。

国民保護訓練の実施状況

訓練は本年度に、都道府県で政府との共同訓練が予定されている（実施済有）。これが全て実施される、47都道府県のうち26都道府県で国民保護訓練が実施されたこととなる。しかし、市町村レベル（主体）での訓練は、まだ少なく、自治体における国民保護訓練は広がってきたとはいえない。それ故、消防庁国民保護室は、「市町村も含めた国民保護のための体制整備、訓練の普及啓発を図るため、今後、3、4年計画で全都道府県と共同訓練を実施できるよう取り組むこと」を方針化した。地方自治体における国民保護訓練は今後さらに

広がり、住民の参加・動員も加速化されていくものと思われる。

自衛隊訓練の変容

有事法制・国民保護法で想定した武力攻撃事態・緊急対処事態に対応するかたちで自衛隊の演習・訓練も変わってきている。海上自衛隊は、98に特別警備隊（特殊部隊）を使い不審船に対する船舶検査実行の訓練を実施・公開した。特別機動船（PAC3）へリコプターを出動させ、模擬不審船に横付けし、船内探索、テロリスト武装解除の訓練を行なったのである。この訓練は今まで公開されていなかったが、自治体で「テロリストが海から侵入し、攻撃をしかける」という事態を想定した有事訓練を実施する中で、これに対応する自衛隊の訓練を公開し、市民からの認知・支持を取り付けるために公開に踏み切ったものと思われる（29「産経」）。

また、弾道ミサイルを迎撃する地对空誘導弾 PAC3（入間基地配備）を、市ヶ谷、練馬駐屯地だけでなく代々木公園（渋谷区）、晴海埠頭公園

（中央区）、皇居前広場などに展開することが検討されている（4「朝日」）。

そして、実際に入間基地から車輦で PAC3 を搬送し、これらの公園（市街地）に設置する訓練の実施が準備されている。ミサイル防衛、PAC3 を市民に認知させる狙いの訓練である。しかし、東京のご真ん中に PAC3 を展開するなどということは正気の沙汰ではない。それは住民をミサイル攻撃から守るという意味では何一つ役に立たない。また、市街地にこのようなミサイル発射台を設置することはジュネーブ条約第一追加議定書に違反することは明白である（第 58 条）。

米軍再編特措法を使った自治権 つぶし、米軍再編交付金 岩国・ 座間 鹿屋市など7市町村は除外

政府は、有事法制・国民保護法で自治体を戦争体制に組み入れていく動きを進めているだけではない。米軍再編・日米軍事統合化においても、再編交付金を使い「アメとムチ」で自治体を抑え込もうとしている。

1031、政府は在日米軍再編に伴う

基地負担の代償として支払われる「再編交付金」の支給先を指定した。その中で、空母艦載機受入れを拒んでいる岩国市、改編される米陸軍第一軍団司令部の移転の受入れを拒否している座間市など7市町村を支給先から除外した。

米海兵隊岩国航空基地の周辺の1市2町は支給対象とされたにもかかわらず、岩国市は除外。米陸軍第一軍団改編司令部、陸自中央即応集団司令部が置かれることになるキャンブ座間、隣の相模原市は支給対象としながら、キャンブを抱える座間市は除外。いずれも市長、市民が再編に反対しているからである。自治体、首長は、市民の安全、平穏な生活を守る義務がある。その義務、責任を果たすために基地負担増を拒み、基地のない街づくりを構想し再編を拒むことは地方自治の本旨に照らして当たり前のことである。それを政府は、「地方エゴ」と言い、「外交・防衛は国の専管事項」論で抑え込もうとする。明白に憲法違反である。

忘れてはならないことは、この米軍再編特措法を推進したのが守屋防衛省前事務次官であったという事実である。軍需商社と癒着し、兵器輸入に便宜を図り、違法な過大請求を見逃す、このように国民の税金を無駄遣いし、「国益」を損なった人物が、

本土で唯一の米海兵隊航空基地である米軍岩国基地の正面ゲート



市民、自治体の自治権を踏みしめる、こんなことを許してはならない。

戦争・軍事は自治を抑え込み、蹂躪する口実

日本国憲法は、9条で戦争放棄、軍備不保持を規定しただけでなく、戦争に使われ、動員される諸施設、資源の管理責任、権限を国家に集中させず、地方自治体に分散させた。道路、空港、港湾、河川、公園、土地などの管理責任は基本的に自治体に委ねられた。それ故、米軍艦船はたとえ政府が認めても自治体が承認しない限り、勝手に港を使用することはできない。空港も然りである。土地収用法も軍事基地のための土地収用は認めていない。

この制限を突破していくために、政府は1980年周辺事態法、83年武力攻撃事態法、84年国民保護法、特定公共施設優先使用法、米軍活動支援法などを制定してきた。政府権力の下に、一元的に、自治体を指揮下に置くかたちで戦争遂行体制を構築するためである。しかし、「周辺事態」、「武力攻撃事態」、「緊急対処事態」これらは全て自治体、自治権を踏みしめるための「口実」でしかない。

権力側の「危機管理」の実体：この体たらく！

(1) 防衛省 守屋事務次官の行状と危機管理(?)

防衛省、前事務次官の守屋は、事務次官であった期間も含めこの数年にわたって200回以上も軍事商社の幹部から接待ゴルフを受けていた。しかも偽名で！接待ゴルフである限り、誰と何処に行っているかは組織には知らせていなかったであろう。これがこの国の防衛省の事務方トップの行状なのであり、「危機管理」の実体なのである。ちなみに警視長官はその在任中は警視庁に隣接する公舎に住み、東京都外に出ることはない、とのことである。防衛省は「コルイ」！
(水島朝穂早大教授「今週の直言」07.11.05)「今にもゲリ」「マヤテロリストが襲ってくる」というトーンで膨大な予算を使う役所のトップが、これだけ

「暇」をもてあましていたのだから、何をかいわんや、である」

防衛省トップのこのような行状が露呈する中で、防衛省は幹部にGPS対応携帯電話を持たせることにした。しかし、防衛官僚・自衛官、国防族と軍需産業との癒着、利権構造こそが追及されるべきであり、「危機管理」の名の下に、管理、締めつけを強化することが安全保障ではない。外交力を高めることでしか安全は確保できない。

(2) 浜岡原発差し止め訴訟・中越沖地震を踏まえぬ判決

10.26 に浜岡原発差し止め訴訟の判決が出された。原発の安全対策は十分であり、差し止めは不要、というものだ。この訴訟は9.30に結審していた。その後、10.26の判決まで何があったか？10.6に中越沖地震が発生した。この地震で、新潟柏崎刈羽原発で、火災が発生、3000箇所が損傷が起き、放射性物質を含む水が漏れ、1本の制御棒に変形が生じた。このため炉心から制御棒が引き抜けなかった。事前に想定していた地震規模、揺れ等をはるかに超える地震が原発を襲ったことによる。以来、刈羽原発は停止したままである。

ところが10.26判決は、この中越沖地震と、それによって引き起こされた原発被害・損傷について全く言及も検

証もしなかった。そして、「安全対策は十分」、「想定を超える地震が起る可能性は排除しないが、それに備える」ということは非現実的」と言っただけで、差し止め請求を退けた。こんな判決で住民は納得するであろうか？

北朝鮮が原発にミサイルを撃ち込む、「テロリストが原発を襲う」などと根拠の無い曖昧なことを言っただけで、危機感を煽り、国民保護を言い立てながら、「今そこにある危機」には無対応で良いとするこの国の政府、司法、そして企業。これがこの国の「国民保護」なのである。

無防備運動を広げよう

危機管理といい、国民保護を口にしたが、この国の政府は、それを自治体、国民に迫りはするが、何の実効性もないものにしてるのは政府自身である。この国の権力は、国民の生命、財産を守ることを第一義的なことと考えてはいない。

この事実をきちんと踏まえて、国民保護計画の凍結、実働訓練に反対していく必要がある。結局、自らの生命、身体、財産を守ろうとするならば、それを権力に全て委ねることはできないということである。自分の頭で考え、行動し、権力側を動かすことによつてしか安全は確保できない。無防備地域宣言運動を大きく広げよう！